

業務指示書

フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月28日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年11月2日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災政策・防災計画に係る各種調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／防災行政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：防災行政に係る各種調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　洪水対策】

- 1) 類似業務の経験：洪水対策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年11月6日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.559 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／防災行政

洪水対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.68 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月24日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／防災行政	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：洪水対策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

JICAは2008年に「フィリピン共和国防災分野プログラム形成調査」(以下、「2008年プロ形」という。)を実施し、2008年～2017年の期間を対象とする防災プログラムを策定し、事業展開計画上も対フィリピン協力の重点協力分野「脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定」の下、「災害リスク軽減・管理」を開発課題として多岐にわたる協力を展開してきた。この間、フィリピンにおいては、2009年熱帯低気圧、2011年熱帯暴風雨センドン、2012年台風パブロ、2013年ヨランダ台風などによる大型災害が相次ぎ、あらためて防災分野への事前投資の重要性に対する認識が高まっており、フィリピン政府としても、災害リスク軽減・管理 (Disaster Risk Reduction and Management/DRRM) セクター（以下、「防災セクター」という）の強化を政策として打ち出している。他方、国際的には、2015年3月に仙台で開催された第三回国連防災世界会議の成果文書として採択された仙台防災枠組をはじめとして、持続可能な開発目標 (SDGs) など具体的な目標設定を伴う枠組みが制定されるなど、防災分野の取り組みは世界的に強化しなければならないとの機運が高まっている。このように、JICAによる対フィリピン協力の文脈でも、国際的な取り組み強化の文脈でも、防災セクターの重要度は増しているということができ、JICAとしても防災セクターのリードドナーとして、一層当該分野において効果的・効率的な支援を展開することが求められている。

本調査は、これまでのJICAの対フィリピン防災協力の実績を踏まえ、JICAの防災分野協力方針である「防災の主流化に向けて」、さらには仙台防災枠組 (Sendai Framework for Disaster Risk Reduction) (2015–2030) や持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals/SDGs) といった国際的な枠組みを念頭に、今後5年程度のJICAの対フィリピン防災分野協力の戦略を策定するための情報収集・確認を行うものである。なお、本調査の成果は、2016年夏以降の新政権立ち上げ後に行われるフィリピン政府による中期開発計画策定作業へのインプットとしても活用することを想定している。

2. 業務の目的

本業務は、2008年に策定されたJICAの対フィリピン防災プログラムをレビュー等することにより、これまでの対フィリピン防災協力の実績及び成果を整理し、今後5年間（2016年～2021年）を目途とする新たな対フィリピン防災セクター協力戦略を策定するための情報収集・確認を行うもの。

3. 業務の概要

(1) 対象地域

フィリピン全土（現地調査の主な対象地域はマニラ首都圏）

(2) 関係官庁・機関

フィリピン国家経済開発庁 (National Economic and Development Authority/NEDA)
財務省 (Department of Finance/DOF)

公共事業道路省 (Department of Public Works and Highways/DPWH)
市民防衛局 (Office of Civil Defence/OCD)
国家災害リスク軽減・管理評議会 (National Disaster Risk Reduction and Management Council/
NDRRMC)
フィリピン天文気象庁 (Philippines Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services
Administration/ PAGASA)
フィリピン火山地震研究所 (Philippines Institute of Volcanology and Seismology/ PHIVOLCS)
内務自治省 (Department of Interior and Local Government/ DILG)
社会福祉開発省 (Department of Social Welfare and Development/ DSWD)
環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources/ DENR)
科学技術省 (Department of Science and Technology/ DOST)
国家水評議会 (National Water Resources Board/ NWRB)
マニラ首都圏開発庁 (Metro Manila Development Authority)
公務員年金基金 (Government Service Insurance System/ GSIS)
フィリピン大学 (University of Philippines/ UP)
鉱山地球科学局 (Mines and Geosciences Bureau/MGB)
国土地理・資源情報庁 (National Mapping and Resource Information Authority/NAMRIA)
マニラ観測所 (Manila Observatory) 等

(3) 本業務に関連する JICA の主な支援実績

①防災セクター全体にかかる調査

- 1998 年 「フィリピンプロジェクト形成調査（防災）」
- 2004 年 「防災分野プログラム化促進調査」
- 2008 年 「フィリピン共和国 防災分野プログラム形成調査」
- 2010 年 「フィリピン共和国 防災セクタローン協力準備調査」

②上記①以降に実施された個別案件

ア) 円借款

- 2011 年 台風オンドイ・ペパン後緊急インフラ復旧事業
- 2011 年 森林管理事業
- 2012 年 パシシグマリキナ河川改修事業 (III)
- 2012 年 洪水リスク管理事業 (カガヤン川・タゴロアン川・イムス川)
- 2014 年 洪水リスク管理事業 (カガヤン・デ・オロ川)
- 2014 年 災害復旧スタンダバイ借款
- 2015 年 マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業

イ) 無償資金協力

- 2011 年 マヨン火山周辺地域避難所整備計画
- 2011 年 広域防災システム整備計画

2013年 台風ヨランダ災害復旧・復興計画

2015年 ラワアン市及びマラブット市行政庁舎再建計画

ウ) 技術協力

2010年～2015年 地震火山監視能力強化と防災情報の利活用推進プロジェクト

2012年～2013年 大規模地震被害緩和のための橋梁改善調査プロジェクト

2012年～2015年 災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト

2014年～2016年 台風ヨランダ災害緊急復旧復興支援プロジェクト

2014年～2017年 気象観測・予報・警報能力向上プロジェクト

2015年～2016年 パッシグ河予警報システム事業復旧支援プロジェクト

エ) その他調査

2014年 マニラ首都圏主要橋梁耐震補強事業準備調査

2014年～2016年 産業集積地（カビテ州）洪水対策事業準備調査

2015年 配電網災害レジリエンシー向上のためのインセンティブ制度導入検討に係る情報収集・確認調査

2015年 災害に強い地方港湾及び物流計画にかかる情報収集・確認調査

2015年 マニラ首都圏における排水施設整備に係る情報収集・確認調査

4. 業務の範囲

本業務においてコンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICAならびに実施機関等に提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 全体の実施方針および主な業務内容

本業務実施にあたっては、対フィリピン防災セクター協力戦略およびフィリピン政府への提言案は、JICAが検討・策定するものであり、コンサルタントはJICAの指示の下、下記業務内容を実施し、上記JICAの検討・策定作業を補完する位置付けとなる。(なお、6.に記載の通り、JICAが既に持つ、下記業務に当たって必要な情報はJICAより提供予定。)

【主な業務内容】

- ① フィリピンにおける災害のリスクの整理・分析
- ② 防災セクターにおけるフィリピン政府の政策及び取組状況およびJICAの対フィリピン防災セクターに対する協力実績の整理（災害種ごと及び分野ごと）
- ③ 上記②を踏まえたフィリピンの防災セクターにおける課題の整理
- ④ 同セクターにおける国際的な潮流、取組みの整理
- ⑤ 同セクターにおいて活用可能な本邦技術にかかる情報収集・整理
- ⑥ 対フィリピン防災セクター支援戦略の作成支援（※支援戦略自体はJICAで作成する）

⑦ 2016年度含め向こう5年間の優先事業のリスト及び各案件の概要の整理

(2) フィリピン政府関係機関との協議

本業務においては、NEDA や DOF をはじめとして、DPWH、OCD、PAGASA 等多くの実施機関を相手に情報収集・協議・対話をを行うこととなる。一方、2016 年 5 月に大統領選挙が予定されていることから、その選挙活動期間も踏まえると本業務は短期間で実施する必要があるため、公表された行動計画等についての事前の文献調査等による準備を行い、各機関で必要な情報収集・協議・対話の内容を予め見定めた上で、効率的に情報収集を進めること。

また、合計で 3 回程度、フィリピン政府関係機関との防災セクターでのコンサルテーションを開催することとしている。同コンサルテーションの準備等も本業務に含めることとする。

(3) 災害種および分野

本業務では、以下の災害種を全て網羅してリスクの整理・分析、協力実績の整理等を行うこととする。

- ① 災害種：洪水（外水氾濫、内水氾濫、土砂災害を含む）、高潮、津波、地震・火山噴火
- ② 分野：防災行政、洪水対策、海岸対策（高潮・海岸浸食含む）、耐震強化、気象水文観測・予警報、コミュニティ防災・市民参加、災害復旧・復興支援

(4) 仙台防災枠組（2015－2030）、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際潮流の汲み込み

本業務では、2015 年 3 月の国連防災世界会議で採択された仙台行動計画（2015－2030）、2015 年 9 月に国連総会で採択済の持続可能な開発目標（SDGs）といった国際潮流を踏まえ、情報整理・分析を行うこととする。具体的には、上記国際枠組みへの貢献に資する形で今後のフィリピン政府や JICA の取組を整理することが含まれる。

(5) 横断的事項

本業務では、フィリピン政府および JICA において近年取組みが強化されている、または今後強化される見込みのある以下の項目を横断的事項として、取組み実績の整理や今後の支援方針策定を行うこととする。

- ① 気候変動対策（Climate Change Adaptation/CCA）
- ② Build Back Better（より良い復興）
- ③ 防災の主流化（災害リスクファイナンス（Disaster Risk Finance/DRF）、Business Continuity Management（Area BCP 含む）、防災・災害におけるジェンダーの取組み含む）

(6) JICA 内関係部署および関係省庁への報告

本業務は、複数の JICA 内関係部署（東南アジア・大洋州部東南アジア第五課、地球環境部防災グループ、フィリピン事務所等）および関係省庁（外務省、国交省、総務省等）への報告・協議を通して、進めるものである。通常の主な報告・協議相手は JICA 内関係部署であるが、必要に応じ、JICA の招集に基づき関係省庁とも面談・打合せを行うこと。

(7) 研究者・民間企業等の視点の聴取

本業務における報告書とりまとめ作業の過程で、一部または全体的な内容につき、研究者や民間企業といった外部有識者からのアドバイスを得るための勉強会を開催する可能性がある。その際は、アドバイスを基に報告書を改定する等の対応を行うこと。

(8) 2016年度以降向こう5年間の優先事業の候補

本業務では、対フィリピン防災セクター支援戦略を策定すると同時に、それらに沿った方向で、フィリピン政府との協議を通じ、2016年度以降向こう5年間の優先事業の候補を挙げることも目的の一つとする。その際は、今後のJICAによる円滑な案件形成につなげるため、フィリピンにおける課題解決策として、日本の知見・技術の適用可能性、および日本の自治体、NGO、大学・研究機関、中小企業といった関係者との連携の可能性を考慮する。

(9) 大統領選挙の影響

本業務実施に当たっては、2016年5月に予定されている大統領選挙の前後でフィリピン政府現政権および次政権と協議を行う予定であり、選挙活動のフィリピン政府の体制への影響により、業務の実施方針やスケジュール等、調査の進め方を変更する必要が生じる可能性がある。現時点でのスケジュールは下記「第3 業務実施上の条件」の通りだが、状況が変化した場合は、その都度JICAの方針を確認の上、柔軟に対応し業務を進めること。

(10) JICAとの協議・打ち合わせ及び報告書案の提出等

本業務は「5 実施方針及び留意事項」及び「6 業務の内容」に記載のとおり、調査の各段階で、逐次JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ① JICAへの報告・説明・協議に要する時間を見込んで業務工程を計画すること。
- ② 現地調査中にJICA本部と打ち合わせする場合には、JICAのテレビ会議システム（フィリピン事務所-本部）を活用できる。なお、会議システムの事前予約のため、打ち合わせの日時の調整はあらかじめ時間的余裕を持って行うこと。
- ③ JICAとの協議・打ち合わせを効率的に進めるために、打ち合わせ資料をメール等で事前送付し、あらかじめJICA側が資料の内容を確認できる時間を確保すること。
- ④ 業務の各段階において作成・提出する報告書案について、JICA側の十分なレビュー時間を確保すること。

6. 業務の内容

(1) 既存資料のレビュー及びインセプションレポートの作成（国内作業）

- ① 以下の報告書を中心に、これまでのJICAによる調査結果や既存資料のレビューを行う。
 - ア) 1998年 調査「フィリピンプロジェクト形成調査（防災）」
 - イ) 2004年 調査「防災分野プログラム化促進調査」
 - ウ) 2008年 調査「フィリピン共和国 防災分野プログラム形成調査報告書」

- エ) 2010年 調査「フィリピン共和国 防災セクタローン協力準備調査報告書」
- オ) その他、防災セクターにおける個別案件の報告書類
- カ) フィリピン政府各機関において作成されている防災に関する方針や計画に関する公表資料

- ② 業務実施方針、方法及び作業計画を検討する。
- ③ 現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。
- ④ 上記を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、JICAに提出する。

(2) インセプションレポートの最終化

インセプションレポートの内容について、JICAと協議し、必要な修正を行った上でJICAの了解を得て、最終化する。

(3) フィリピンにおける災害のリスクの整理・分析

まずは、2008年以降のフィリピンにおける災害の実績を把握した上で、既存のJICA報告書や外部有識者の報告書、フィリピン政府(PAGASA、OCD、DPWH、MMDA、PHIVOLCS、MGB、NAMRIA、DOST、マニラ観測所(DOST、マニラ観測所フィリピン事務所と協議の上判断)等)、国際機関(United Nations Office for Disaster Risk Reduction /UNISDR等)、他ドナー、災害被害にかかるデータベース等における最新情報を基に、フィリピンにおける上記5.(3)①の災害種毎の災害リスクの整理・分析を行う。その際は、各種災害による被災者数、被害額の実績やその波及効果を踏まえた上で、国全体の経済成長にどのような影響を与えるか、との観点で、各地域の特徴も踏まえた内容とする。

(4) 防災セクターにおけるフィリピン政府の取組およびJICAの対フィリピン防災セクターに対する協力の実績の整理(災害種及び分野、横断的事項ごと)

5.(3)の災害種・分野および5.(5)の横断的事項ごとに、防災セクターにおけるフィリピン政府の取組およびJICAの協力の実績を整理する。その際、下記(5)で課題を再整理することを前提に、主な流れや変化を中心取りまとめる。なお、本調査開始前のフィリピン政府との事前協議結果を含め、既にJICAが持つ情報については調査開始時にJICAより提供予定。

(5) 同セクターにおける国際的な潮流、取組みの整理(フィリピン政府、JICA、他ドナーの最新動向を含む)

仙台防災枠組(2015-2030)および持続可能な開発目標(SDG)、COP21の動向、APEC会議における国際的な議論の進展を踏まえた、フィリピン政府、JICA、他ドナーの最新動向を含めた国際的な潮流・取組にかかるレビューを行う。その際は、仙台防災枠組の優先行動に沿って、上記5.(3)①②の災害種と分野、および5.(5)の横断的事項ごとに整理すること。なお、フィリピン政府、JICA、他ドナーそれぞれの最新動向に関し、本調査開始前のフィリピン政府との事前協議結果を含め、既にJICAが持つ情報については調査開始時にJICAより提供予定。

(6) 上記(4)(5)を踏まえた防災セクターにおける課題の再整理・分析

上記（4）（5）の内容を踏まえ、フィリピン政府側で認識・実施されている事項を整理しつつ、仙台防災枠組ならびにフィリピンで認識されている課題を踏まえ、仙台防災枠組の優先行動に沿った形で、災害種及び分野、横断的事項ごとの課題について改めて整理の上、分析する。

（7） インテリムレポートの作成

以上の調査・検討内容を中間報告としてインテリムレポートとして取りまとめる。

なお、インテリムレポートの作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得ること。

（8） フィリピン政府とのインテリムレポートにかかるコンサルテーション

フィリピン政府に対し上記（7）インテリムレポートの説明を行うと共に、今後の調査方針も含め協議を行う。なお、協議の主体はあくまで JICA であり、本業務ではインテリムレポートにかかるプレゼン資料作成等、その準備を行うこととする。

（9） 同セクターにおいて活用可能な本邦技術にかかる情報収集・整理

5.（8）の優先事業候補に関し、JICA の支援可能性を検討するため、またより中長期的な視点での案件形成を見据え、同セクターにおいて活用可能な本邦技術に関し情報収集・整理を行う。その際は、日本・他国で技術が活用された実例を中心に、日本だけが保有する技術、または日本が大きな優位性を持つ技術について取りまとめる。

（10） JICA の対フィリピン防災セクター支援戦略策定の支援（主に基礎資料の整理）

上記調査・検討結果を基に、JICA による対フィリピン防災セクター支援戦略の作成を支援する。各案の大枠や考え方については JICA で策定するため、その論拠を整理することを主な業務とする。

（11） 同セクターにおける優先事業のリストアップ及び案件概要の整理

2016 年度以降向こう 5 年間の優先事業のアイデア出し、およびより中長期的な視点での案件形成を見据えた、JICA が支援し得る案件の候補を洗い出す。その際は、上記（8）でまとめた本邦技術の活用、および日本の自治体、NGO、大学・研究機関、中小企業といった関係者との連携の可能性等、案件の特徴となる事項を明確にして整理する。案件候補は JICA と協議しつつ決定し、この内どの案件について概要を整理するか JICA と協議して決定する。案件概要の整理項目は別途定めるが、案件名、プロジェクト目標、活動内容、投入内容、想定事業費を簡潔に纏めたものとする。

（12） ドラフトファイナルレポートの作成・協議

- ① 以上の調査・検討内容を、ドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。
- ② JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、内容について JICA の了解を得る。
- ③ フィリピン側関係機関に説明しコメントを得る。
- ④ フィリピン国関係者のコメントに対応し、ファイナルレポート作成へ向けて、必要な修正

案について協議・確認する。

- ⑤ ファイナルレポート作成にあたり、必要に応じて、追加情報・データの収集を行う。

(13) 広報資料の作成

防災セクターにおけるフィリピン政府の取組および JICA の支援を対外的に分かり易く且つ効果的にアピールするためのプロモーションビデオ（長さは 10 分程度を想定、英語版および日本語版の計 2 本）を作成し、JICA に提出する。構成、内容についてはフィリピン政府および JICA とよく協議して決定する。プロモーションビデオ作成にあたっては、現地再委託を認めることとし、係る必要経費を本見積もりに含めること。

内容（例）：

フィリピンにおける災害被害実績
フィリピン政府の政策・戦略
JICA による支援概要 等

参考ビデオ：「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」

http://www.jica.go.jp/topics/news/2014/20140917_01.html

(14) フィリピン政府とのドラフトファイナルレポートおよび広報資料にかかるコンサルテーション

フィリピン政府に対し上記（12）ドラフトファイナルレポートおよび広報資料の説明を行うと共に、同レポートに関するフィリピン政府からのコメントを得る。その後、ファイナルレポート作成および広報資料の最終化へ向けて、必要な修正案について協議・確認する。なお、協議の主体はあくまで JICA であり、本業務ではファイナルレポートにかかるプレゼン資料作成等、その準備を行うこととする。

(15) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するフィリピン国関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、フィリピン政府とも確認の上、ファイナルレポートを作成し JICA に提出する。

7. 成果品等

次の報告書等を JICA の指示に従い、JICA が指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとするが、必要に応じて変更となる。なお調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA 本部及びフィリピン事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果

品は、ファイナルレポートとする。

各報告書のフィリピン側への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

① インセプションレポート

記載事項 : 6. (1) 参照

提出時期 : 調査開始後 10 日以内

部数 : 英文 10 部 (簡易製本)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

② インテリムレポート

記載事項 : 6. (7) 参照

提出時期 : 2016 年 2 月中旬

部数 : 和文 5 部 英文 10 部 (簡易製本)

和文要約 5 部、英文要約 10 部 (簡易製本)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

③ ドラフトファイナルレポート

記載事項 : 6. (11) 参照

提出時期 : 2016 年 5 月中旬

部数 : 和文 5 部 英文 10 部 (簡易製本)

和文要約 5 部、英文要約 10 部 (簡易製本)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

④ ファイナルレポート (最終成果品)

記載事項 : ドラフトファイナルレポートに対するフィリピン政府関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加えたもの。

提出時期 : 2016 年 7 月中旬

部数 : 和文 5 部 英文 10 部 (製本)

和文要約 5 部 英文要約 10 部 (製本) (※)

電子化ファイル 3 部

提出先 : JICA (本部およびフィリピン事務所)、フィリピン政府

(2) その他提出物

① 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 日以内
部数：和文 5 部（簡易製本）
提出先：JICA（本部およびフィリピン事務所）

② 広報資料（プロモーションビデオ）

提出時期：ドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートの提出時
部数：CD-R 20 部

③ 議事録

フィリピン政府との各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。
また、JICA が別途開催する各種会議における議題、出席者、質疑応答等について、議事録（A4 判、タイピング）案を取りまとめたうえ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

④ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICA に提出する。

⑤ 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編は CD-ROM（Windows 対応）で JICA に提出する。

⑥ その他

その他、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

（3） 成果品の仕様

最終報告書の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

（4） 報告書等作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書は、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブによるチェック等の十分な確認を行い、読み易いものとすること。
- ② 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- ③ 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- ④ 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑤ JICA が開催する各種会議における提出物については、事前に（JICA と合意した日程に）JICA へ提出し、事前説明を行うこと。

- ⑥ 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、フィリピン政府がその内容につき十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができるよう留意すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2015年月12月上旬より業務を開始し、2016年2月中旬までにインテリムレポート、5月中旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2016年7月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1） 業務量の目途

合計 約11M/M

（2） 業務従事者の構成（案）

- ① 総括／防災行政（2号）
- ② 洪水対策（3号）
- ③ 海岸防災（高潮・浸食等）
- ④ 火山防災
- ⑤ 災害復興・復旧支援
- ⑥ 気象水文
- ⑦ 災害リスクファイナンス
- ⑧ 都市・建築防災

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 相手国の便宜供与

- （1）調査業務実施に必要な作業スペース
- （2）調査に必要な資料、情報等の提供
- （3）調査団に対応するカウンターパートの配置及び現地調査への同行
- （4）調査に関連する制限地域への立ち入り許可証の発行及び団員の移動に係る必要な支援
- （5）必要時における調査団への医療サービスの紹介

4. 参考資料

（1）公開資料：JICA図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>において以下の報告書が閲覧・ダウンロード可能である。

「フィリピンプロジェクト形成調査（防災）」（1998年）

「防災分野プログラム化促進調査」（2004年）
「フィリピン共和国 防災分野プログラム形成調査報告書」（2008年）
「フィリピン共和国 防災セクタローン協力準備調査報告書」（2010年）
その他、防災セクターの個別案件の報告書類

（2）我が国の防災協力等に関する資料

内閣府「日本の災害対策」

http://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaipamphlet_je.pdf

首相官邸「経協インフラ戦略会議」資料（第11回 テーマ 防災）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>

5. 現地再委託

本業務においては、第2 業務の目的・内容に関する事項 6. (13) 広報資料の作成については、以下の点に留意の上、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。その他の業務についても必要と判断する場合は、以下の点に留意の上、プロポーザルでその必要性および委託業務内容について説明すること。

- (1) 現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (2) プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

6. その他

(1) 関係者との連絡

フィリピン政府関係機関、JICA事務所及びJICA本部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。また、重要な事項については、その都度、JICAに報告を行うこと。

(2) 複数年度契約について

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務

所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。